

明石市総合評価落札方式（特別簡易型）試行要領

（趣旨）

第1条 この要領は、明石市と明石市上下水道局が実施する工事及び工事に関連しない事務の委託（以下「業務委託」という。）の競争入札において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の10の2の規定により価格及びその他の条件が最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とする方式（以下「総合評価落札方式」という。）のうち、技術的な工夫の余地が小さい工事又は業務委託において、施工能力等に関する簡易な評価によって総合評価を行う方式（以下「総合評価落札方式（特別簡易型）」という。）の試行実施に関して必要な事項を定めるものとする。

（対象）

第2条 総合評価落札方式（特別簡易型）により入札を行う工事及び業務委託は、入札価格と入札者の施工能力等を総合的に評価することが妥当と認められるものとする。

（総合評価の方法）

第3条 総合評価落札方式（特別簡易型）による評価は、次に掲げる評価点を合計した評価点（以下「総合評価点」という。）による。

- (1) 価格評価点 入札価格に基づいて算定した評価点
- (2) 価格以外の評価点 入札者が提出した施工能力等に関する簡易な評価を行うための資料（以下「技術資料」という。）及び明石市の保有データに基づいて算定した評価点

2 前項各号の評価点の算定方法及び配点については、工事にあっては別記の「落札者決定基準（工事）」によるものとし、業務委託にあっては対象となる業務委託ごとに別に定めるものとする。

（入札方法）

第4条 総合評価落札方式（特別簡易型）は、制限付一般競争入札において行う。

2 前項に規定する入札の実施方法はこの要領によるものとし、この要領に定めのない事項については明石市制限付一般競争入札実施要綱（平成19年7月23日制定）の例によるものとする。

（学識経験者の意見聴取）

第5条 市長（明石市上下水道局が実施する工事及び業務委託の競争入札においては公営企業管理者。以下同じ。）は、総合評価落札方式（特別簡易型）における落札者決定基準を定めようとするときは、あらかじめ2人以上の学識経験を有する者の意見を聴かなければならない。

2 市長は、前項の規定による意見の聴取において、あわせて、当該落札者決定基準に基づいて落札者を決定しようとするときに改めて意見を聴く必要があるかどうかについて意見を聴くものとする。

（入札の公告）

第6条 市長は、総合評価落札方式（特別簡易型）により入札を行うときは、政令第167条の6及び明石市契約規則（平成5年規則第10号）第5条の規定により公告しなければならない事項のほか、次の事項について公告するものとする。

- (1) 総合評価落札方式（特別簡易型）を採用していること。
- (2) 技術資料を提出すること。
- (3) 価格以外の評価点に関する評価項目及びその配点に関すること。
- (4) 落札者の決定方法
- (5) その他必要と認める事項

（技術資料の提出）

第7条 入札者は、入札公告に定める技術資料を入札書及び入札参加申請書類とともに、提出期限までに提出しなければならない。

2 前項の技術資料の作成に要した一切の費用は入札者の負担とする。

(落札者の決定方法)

第8条 市長は、落札者を決定しようとするときは、入札価格が予定価格の制限の範囲内である者のうち、総合評価点の最も高い者から順に、当該入札に係る入札参加資格その他公告で定めた入札条件（以下「参加要件」という。）を満たすか否かについて審査（以下「資格審査」という。）し、当該資格審査において最初に参加要件を満たした者（以下「落札となるべき者」という。）をもって落札者とする。ただし、落札となるべき総合評価点での入札者が2者以上ある場合は、くじを引かせて落札者を決定するものとする。

2 前項本文の規定にかかわらず、市長は、当該落札となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないと認めると、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると著しく不適当であると認めると、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち、総合評価点が最も高い者から順に資格審査し、最初に参加要件を満たした者（以下「次順位適格者」という。）をもって落札者とすることができる。

3 第2項の規定は、次順位適格者について準用する。

4 市長は、第5条第2項の意見聴取の結果、学識経験者から落札者を決定するときに改めて意見を聞く必要があるとの意見が述べられた場合には、当該落札者を決定するときに、あらかじめ、学識経験者の意見を聴かなければならない。

(入札結果の公表)

第9条 市長は、落札者を決定したときは、次に掲げる事項を公表するものとする。

- (1) 総合評価落札方式を行った理由
- (2) 総合評価点、価格評価点及び価格以外の評価点
- (3) 落札者とした理由

2 入札者は、自らの価格以外の評価点について、前項の公表日から起算して7日（明石市の休日を定める条例（平成3年条例第4号）第2条に規定する市の休日を含まない。）以内に、文書により照会することができる。

3 市長は、前項の照会があったときは、文書により回答するものとする。

(価格以外の評価内容の確保)

第10条 市長は、落札者が総合評価に関して提出した資料等に、虚偽記載等の明らかに悪質な行為があったと認められるときは、指名停止措置を講じるものとする。

2 前項に規定する場合においては、市長は契約の解除を行うことができる。

(技術資料に関する機密の保持)

第11条 総合評価に関する審査結果を除き、入札者から提出された技術資料は公表しないものとする。

(補則)

第12条 この要領に定めるもののほか、総合評価落札方式（特別簡易型）の実施に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成21年2月10日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年1月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年1月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月8日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年7月26日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年12月10日から施行する。

別記（第3条関係）

落札者決定基準（特別簡易型）

1 総合評価の方法

（1）総合評価点の算定方法

総合評価点は次の式により算定する。

$$\text{総合評価点} = \text{価格評価点} + \text{価格以外の評価点}$$

（2）総合評価点の配点

価格評価点と価格以外の評価点の配点は以下のとおりとする。

ア 価格評価点 90点

イ 価格以外の評価点 10点

2 価格評価点の算定方法

価格評価点は、次の算式により算定する。

$$\text{価格評価点} = 90 \times (1 - \text{入札価格} / \text{予定価格})$$

※価格評価点は、小数点以下第4位を四捨五入し、小数点以下第3位とする。

3 価格以外の評価点の算定方法

（1）価格以外の評価点は、入札者が提出した技術資料及び市の保有データにより、下記の評価基準に基づき評価項目ごとに評価を行い、この得点合計をもとに次の式により算定する。（最大10点）。

$$\text{価格以外の評価点 (10点満点)} = \text{得点合計 (31点満点)} \times \text{換算係数 (10/31)}$$

※価格以外の評価点は、小数点以下第4位を四捨五入し、小数点以下第3位とする。

（2）価格以外の評価点の得点合計が0点を下回った者は、当該入札において失格とする。

【評価基準】

評価項目	評価基準	配点	得点
企業の施工能力	過去5年間の同種工事の施工実績の有無 (国、地方公共団体又はこれらに準じる機関の発注工事に限る) ※1	5件以上	2点
		1件以上5件未満	1点
		なし	0点
企業の施工能力	同一工種における過去3年度分の工事成績評定点の平均点 (市発注分の同一工種) ※2	75点以上	4点
		70点以上 75点未満	2点
		65点以上 70点未満 (工事成績評定のない場合を含む)	0点
		65点未満	-2点

	同一工種における過去3年度間の明石市優良工事表彰の有無 ※3	あり	2点	／2点
		なし	0点	
配置予定技術者の能力	過去5年間の同種工事の施工実績の有無 (国、地方公共団体又はこれらに準じる機関の発注工事に限る) ※1、4	あり	2点	／2点
		なし	0点	
	同種工事における過去3年度分の工事成績評定点の平均点 (市発注の同種工事) ※5	75点以上	2点	／2点
		70点以上 75点未満	1点	
		65点以上 70点未満 (工事成績評定のない場合を含む)	0点	
		65点未満	-1点	
	若手技術者育成のための熟練技術者と若年技術者の組合せ配置 ※6	あり	2点	／2点
		なし	0点	
	明石市との災害時における応援等に関する協定締結(当該協定を締結している団体に加入している場合を含む)の有無 ※7	あり	1点	／1点
		なし	0点	
企業の社会貢献等	同一工種における品質評価型入札制度の品質評価点のうち、評価項目③指名停止、④技術力、⑤地域貢献⑥その他のうち④明石市の入札・契約における不正等に関する加減点、⑧ISO認定取得に関する加点、⑩暴力追放への取り組みに関する加点のそれぞれの点数の合計 ※8	40点以上	2点	／2点
		20点以上40点未満	1点	
		20点未満	0点	
	障害者の積極的雇用の有無 ※9	あり	2点	／2点
		なし	0点	
	あかし子育て応援企業の認定(当該認定を取得している団体に加入している場合を含む)取得の有無 ※10	あり	2点	／2点
		なし	0点	
	兵庫県との男女共同参画社会づくり協定締結(当該協定を締結している団体に加入している場合を含む)の有無 ※11	あり	2点	／2点
		なし	0点	

保護観察所への協力雇用主としての登録の有無 ※1 2	あり	2点	／2点
	なし	0点	
刑事施設出所者、少年院出院者、保護観察対象者、更生緊急保護対象者を雇用するための具体的な受入制度・採用枠等の有無 ※1 3	あり	2点	／2点
	なし	0点	
建設業労働災害防止協会実施の講習会等への事業主負担での従業員の参加実績の有無 ※1 4	あり	2点	／2点
	なし	0点	
安全衛生優良企業の認定取得の有無 ※1 5	あり	2点	／2点
	なし	0点	
得点合計			／31点

※1 「過去5年間の同種工事の施工実績」は、公告日の属する年度の前年度から起算して過去5年度遡った年度の4月1日から公告日の属する月の前月の末日までの間に完了した実績のうち、公告で定める同種工事の要件を満たすものを対象とする。なお、単価契約によるもの又は受注形態が共同企業体によるものは実績として認めない。

※2 「過去3年度分における工事成績評定点の平均点」は、公告日時点での本市工事品質評価型入札制度の品質評価項目「(1)工事成績の平均」における平均点（小数点以下第1位四捨五入）とする。

※3 「過去3年度間の明石市優良工事表彰」は公告日が属する年度の前年度から起算して過去3年度間における本市の優良工事表彰とする。

※4 配置予定技術者の施工実績は、当該配置予定技術者が、入札者により主任技術者又は監理技術者として竣工時に配置されていたことが確認できる工事実績のみを対象とする。なお、単価契約によるもの又は受注形態が共同企業体によるものは実績として認めない。

※5 「過去3年度分における工事成績評定点の平均点」は、【評価基準】「企業の施工能力の過去5年間の同種工事の施工実績の有無」に該当する工事のうち過去3年度分の工事であって、明石市及び明石市上下水道局発注工事のうち、配置予定技術者が入札者により主任技術者又は監理技術者として竣工時に配置されていたことが確認できる工事に係る工事成績評定点の平均点（小数点以下第1位四捨五入）とする。

※6 「若手技術者育成のための熟練技術者と若手技術者の組合せ配置」は配置予定技術者について、入札参加要件（技術者資格要件）を満たす技術者2名（内、1名が公告日時点で満29歳以下であること）を専任配置することを要する。ただし、入札参加要件（技術者実績要件）については、技術者2名の内いずれか1名が実績を要するものとする。

※7 「明石市との災害時における応援等に関する協定」は公告日より前に締結されており、開札日時点で有効であることを要する。（当該協定を締結している団体に加入している場合においては、公告日において当該団体に加入しており、開札日時点においても当該団体に加入していることを要する。）

※8 「同一工種における品質評価型入札制度の品質評価点のうち、工事成績に関する評価項目以外の点数の合計」は、公告日時点における本市工事品質評価型入札制度の品質評価項目「③指名停止」、「④技術力」、「⑤地域貢献」、「⑥その他の①明石市の入札・契約における不正等に関する加減点」、「⑧ISO認定取得に関する加点」、「⑩暴力追放への取り組みに関する加点」における品質評価点の合計とする。

※9 「障害者の積極的雇用」は公告日より前に障害者の雇用の促進等に関する法律第43条に係る障害者の雇用義務を有する者が法定雇用障害者数以上の人数を常用雇用しており、開札日時点で雇用を継続していることを要する。また、上記の雇用の義務を有しない者（従業員50人未満の事業主）が障害者を常用雇用している場合についても同様とする。

※10 「あかし子育て応援企業の認定」は公告日より前に取得されており、開札日時点で有効であることを要する。（当該認定を取得している団体に加入している場合においては、公告日において当該団体に加入しており、開札日時点でにおいても当該団体に加入していることを要する。）

※11 「兵庫県との男女共同参画社会づくり協定」は公告日より前に締結されており、開札日時点で有効であることを要する。（当該協定を締結している団体に加入している場合においては、公告日において当該団体に加入しており、開札日時点でにおいても当該団体に加入していることを要する。）

※12 「保護観察所への協力雇用主としての登録」は公告日より前に登録されており、開札日時点で有効であることを要する。

※13 「刑事施設出所者、少年院出院者、保護観察対象者、更生緊急保護対象者を雇用するための具体的な受入制度・採用枠等の有無」は「保護観察所への協力雇用主」（公告日より前に登録されており、開札日時点で有効であること）の登録がある事業所であることを要する。

※14 「建設業労働災害防止協会実施の講習会等への事業主負担での従業員の参加実績」は公告日より過去1年以内に実績があることを要する。

※15 「安全衛生優良企業の認定」は公告日より前に取得されており、開札日時点で有効であることを要する。

令和 年 月 日

明石市長様

住 所
商号又は名称
代表者職氏名

印

価格以外の評価に係る説明について（照会）

下記の総合評価落札方式による制限付一般競争入札案件について、価格以外の評価点の項目ごとの得点について説明を求めます。

記

案件番号	
案件名	
開札日	
照会内容	

様式第2号（第9条関係）

明 財 第 号
令和 年 月 日

住 所
商号又は名称
代表者職氏名 様

明石市長 印

価格以外の評価に係る説明について（回答）

令和 年 月 日付けで貴社から照会のありました件について、下記のとおり回答します。

記

案件番号	
案件名	
開札日	
回答内容	

※回答内容は評価項目ごとの得点までとする。